

## 石油公団の廃止について

平成15年2月24日  
 経 済 産 業 省  
 資 源 エ ネ ル ギ ー 庁

## 特殊法人等整理合理化計画における指摘事項と措置状況

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、指摘事項等
<p>石油公団は廃止する。</p> <p>1. 以下の機能については、金属鉱業事業団に統合する。</p> <p>(1)石油開発のためのリスクマネー供給機能        (リスクマネーは出資に限定する。)        国の支援割合は5割以下とする。        なお、原油等生産会社への融資業務は既存の政策金融機関へ移管する。</p> <p>(2)研究開発機能</p> <p>(3)国家備蓄統合管理等の機能</p> <p>2. 国家備蓄は国の直轄事業として行う。        現行の国家石油備蓄会社(8社)を廃止し、基地操業に係る具体的業務は純民間企業に委託する。</p> <p>3. 現在石油公団が保有する開発関連資産は、厳正に資産評価を行い、整理すべきものは整理し、売却すべきものは売却するなど、適正な処理を行う。        なお、資産処分等清算のための組織を期限付きで設置(3年程度)して処理に当たらせ、その終結を待って特殊会社を設立し民営化を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律により措置済。        (平成16年度中に廃止)</li> <li>・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構法において、金属鉱業事業団と統合して設立される(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務を規定。        融資業務は、石油公団廃止法一部施行日(平成14年7月26日)をもって廃止済。        国の支援割合を5割以下にすることについては、石油公団業務方法書の改正により措置済(石油公団廃止法一部施行日(平成14年7月26日)より適用)。</li> <li>・国家備蓄石油については本年4月、国家備蓄施設については平成16年2月に国へ移管する予定。</li> <li>・現行の国家備蓄会社は平成15年度中に廃止し、基地操業に係る具体的業務は純民間企業に委託する予定。</li> <li>・総合資源エネルギー調査会開発部会石油公団資産評価・整理検討小委員会において検討中(別紙)</li> </ul>

## 石油公団資産の評価・処理と石油・天然ガス開発体制の再構築について

### 石油公団資産の処理の視点

「エネルギーの安定供給の効率的な実現」と「売却資産価値の最大化の追求」という二つの課題を同時に追求。

### エネルギーの安定供給の達成のための戦略的体制の構築

- ・独立行政法人 —— リスクマネーの供給、研究開発とその普及、備蓄
- ・政府そのもの —— 資源外交・産油国協力
- ・強い民間開発事業会社  
(=相応の資産規模・分布、技術力、経験、人材を具備した中核的企業)

### 中核的企業の構築における考慮すべきポイント

民間企業としての実態を備えた企業体の形成（経営資源の最適配分や迅速かつ柔軟な意志決定など）  
その形成に当たって、民間出資関係者の意向を最大限尊重。  
石油公団廃止までの約2年間という時間的制約を踏まえた現実的な対応。  
売却資産価値の最大化。

### 中核的企業の具体的内容

中核的企業は、開発分野のコアとなる石油・天然ガス開発企業数社の統合・連携を目指す。  
中核的企業のコアとなりうる会社の中に債務超過など財務状況が芳しくない会社が含まれる場合には、法的整理を実施。  
中核的企業を構成しない上記以外の資産は売却（上場、入札）  
中核的企業も統合・連携の後、速やかに上場・売却を目指す。  
中核的企業は、コマーシャルベースの随時の判断により、更なる企業統合の実現等を通じ、発展していくことを期待。  
外資からの買収等に備えるため、政府が最低限必要な拒否権等を留保できる仕組みを講じる。（所謂「ゴールデンシェア」）  
以上のような内容について必要な民間株主等の合意を得ることを前提に、特殊会社形態ではなく、商法上の会社としての中核的企業を形成することを基本とする。

(参考) 石油公団資産評価・整理検討小委員会の今後の予定

- ・ 2月7～28日   パブリックコメント
- ・ 3月頃           答申